



令和3（2021）年3月30日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりに 関する基本協定等の締結について

神奈川県、藤沢市及び鎌倉市（以下、「3縣市」という。）は、湘南地区における新たな都市拠点の形成に向けて、平成30年12月に、藤沢市村岡地区と鎌倉市深沢地区の土地区画整理事業を一体施行で取り組むこと等に合意し、令和3年2月に、3縣市とJR東日本は、村岡新駅（仮称）設置に関して、覚書を締結しました。

まちづくりについては、協議を重ねた結果、本日、3縣市と独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」という。）で、まちづくりに関する役割分担等を定めた「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」を締結しましたので、お知らせします。

なお、3縣市において、同様の発表をしております。

また、「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」に基づき土地区画整理事業の施行に関し、基本的な方針及び役割分担等を定めた「村岡・深沢土地区画整理事業の施行に関する基本協定」を藤沢市、鎌倉市及びUR都市機構の3者で締結しましたので、併せてお知らせします。

1 「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」について

（1）協定の締結者

神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び独立行政法人都市再生機構

（2）協定締結日

令和3年3月30日（火曜日）

（3）協定の主な概要（まちづくりに関する役割分担）

神奈川県	事業推進等に関する調整
藤沢市	自由通路整備事業、シンボル道路整備事業
鎌倉市	シンボル道路（橋梁部）整備事業、公園・行政施設整備事業
UR都市機構	村岡・深沢地区の土地区画整理事業

2 「村岡・深沢土地区画整理事業の施行に関する基本協定」について

（1）協定の締結者

藤沢市、鎌倉市及び独立行政法人都市再生機構

(2) 協定締結日

令和3年3月30日(火曜日)

(3) 協定の主な概要

土地区画整理事業の施行に関して、事業区域、施行者、事業計画、事業化に向けた取組の役割分担等

➤別紙「各事業位置図」

○問合せ先

UR都市機構 東日本都市再生本部

総務部総務課（広報担当）

（電話）03-5323-0628

